

# 職員の給与に関する報告及び勧告

平成 27 年 9 月

神戸市人事委員会

人委調第290号  
平成27年9月11日



神戸市会議長 守屋隆司様

神戸市長 久元喜造様

神戸市人事委員会

委員長 川野 理

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

## 目 次

### 職員の給与に関する報告及び勧告

#### 別紙第1 報 告

	頁
1 報告の概要 .....	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較 .....	2
3 人事院報告・勧告の概要 .....	11
4 結び .....	15

別紙第2 勧 告.....	25
---------------	----

#### 参 考 資 料

参考資料目次 .....	29
第1部 市職員給与等の実態 .....	30
第2部 民間給与等の実態 .....	57
第3部 労働経済指標 .....	72
<参考>給与報告・勧告の手順 .....	74



## 報 告

### 1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、民間企業の厳しい経営環境を反映して、月例給・特別給（期末・勤勉手当）とも、平成20年度以降は据置きまたは引下げとなっていたが、昨年度は、景気回復の影響が市内の民間企業にも及び、多くの企業において賃金引上げの動きがみられたことから、月例給、特別給ともに引上げとなった。

本年度の民間給与実態調査は、昨年度と同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。本年度の春季賃金改定では、昨年を引き続き、多くの企業において、賃金引上げの動きがみられた。

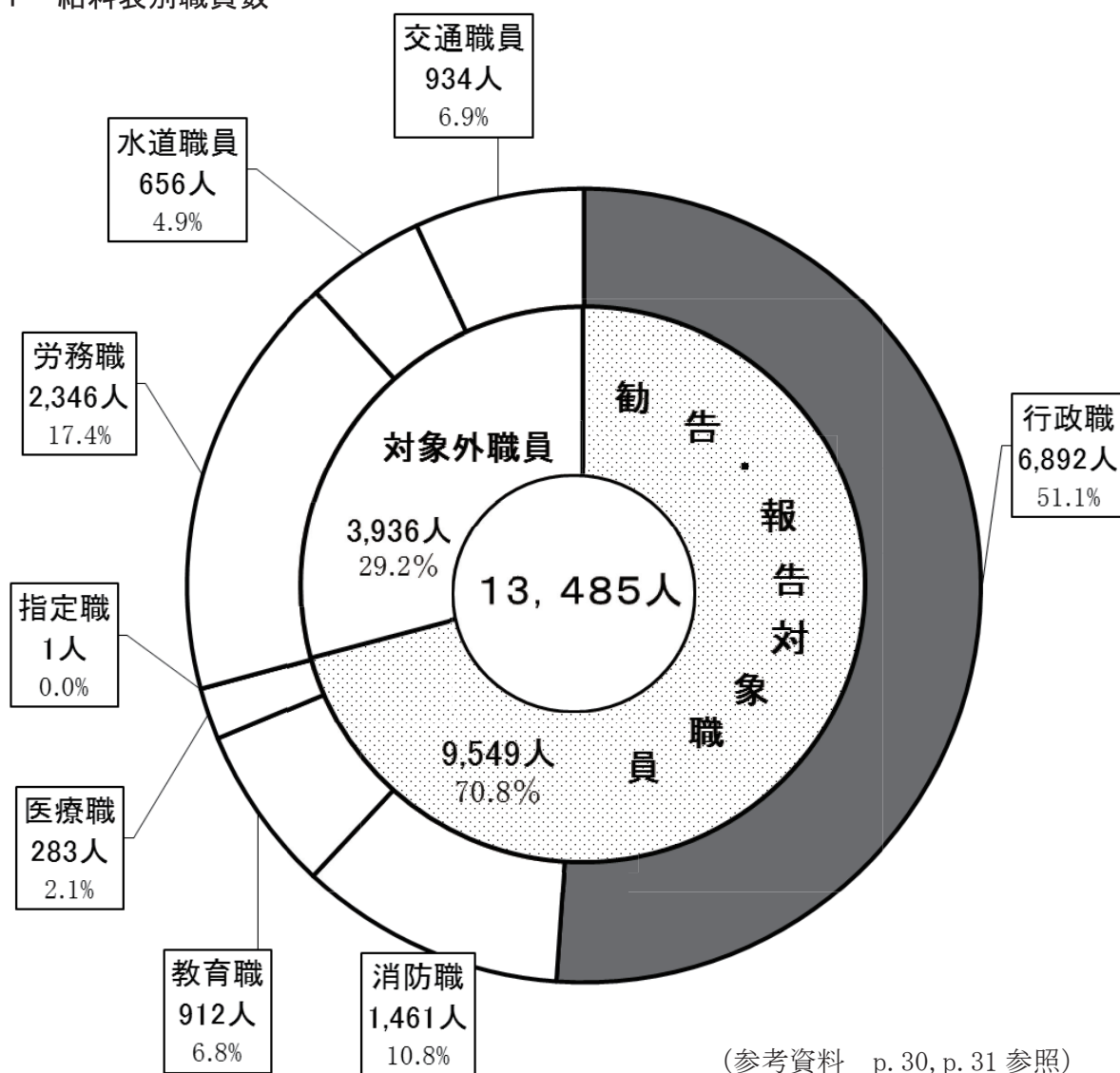
このような状況において、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を907円(0.22%)下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.1月分の引上げを勧告することとした。

## 2 本市職員と民間企業の従業員との給与比較

### (1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職、指定職（計9,549人）である。

図1 給料表別職員数



#### 勧告対象職員について

労務職員、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

なお、県費負担教職員（市立小中学校に勤務する教諭等）は、給与その他の勤務条件について兵庫県の条例が適用されるため、本委員会の勧告の対象ではなく、兵庫県人事委員会の勧告の対象となっている。

また、行政職職員から平成27年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,450人で、給与の状況は第1表に示すとおりである。なお、行政職職員は、6,892人で平均年齢は41.7歳である。

第1表 職員の給与等の状況（較差比較対象職員）

項 目		平成27年度	(参考)平成26年度
平均 給 与 月 額	給 料	340,614円	344,792円
	扶 養 手 当	9,540円	9,863円
	地 域 手 当	36,126円	36,580円
	管 理 職 手 当	10,564円	10,489円
	住 居 手 当 等	7,548円	7,569円
	合 計	404,392円	409,293円

- (注) 1 給料については、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。  
2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		平成27年度	(参考)平成26年度
職 員 数		6,892人	6,879人
平 均 年 齢		41.7歳	42.4歳
平均勤続年数		18.7年	19.5年
平均扶養親族数		0.87人	0.90人
男女別構成比		男性61.0% 女性39.0%	男性61.7% 女性38.3%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	65.3%	61.4%
	短 大 卒	10.7%	11.2%
	高 校 卒	23.5%	26.7%
	中 学 卒	0.5%	0.6%

## (2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.57 参照)

### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、第2表に示すとおり、市内、全国ともに増加している。また、初任給改定の状況についても、市内、全国ともに初任給を増額した事業所の割合が増加し、初任給を据え置いた事業所の割合が減少している。

第2表 民間における採用・初任給改定の状況

(単位：%)

		神戸市				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成27年度	46.1	38.8	56.5	4.7	53.9
	平成26年度	32.8	31.4	68.6	0.0	67.2
高校卒	平成27年度	22.5	49.0	51.0	0.0	77.5
	平成26年度	14.8	20.4	77.7	1.9	85.2

(参考) 全国の状況

(単位：%)

		全国				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成27年度	47.8	29.8	69.7	0.5	52.2
	平成26年度	47.0	19.8	79.6	0.6	53.0
高校卒	平成27年度	26.2	33.0	66.4	0.6	73.8
	平成26年度	23.7	20.2	78.8	1.0	76.3

(注) 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。



## イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて市内、全国ともに増加している。また、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて市内、全国ともに減少している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	平成27年度	36.9	8.5	1.2	53.4
	平成26年度	33.4	13.8	0.7	52.1
課長級	平成27年度	28.5	11.7	1.2	58.6
	平成26年度	26.7	15.2	0.0	58.1

(参考) 全国状況 (単位：%)

係員	平成27年度	30.3	7.1	0.2	62.4
	平成26年度	24.3	9.4	0.1	66.2
課長級	平成27年度	25.2	8.1	0.3	66.4
	平成26年度	19.9	9.9	0.1	70.1

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて市内においては係員は減少、課長級は増加となっている。一方、全国においては係員、課長級ともにやや増加している。また、定昇を停止した事業所は、昨年度に比べて市内、全国のいずれも、係員、課長級ともに減少している。

第4表 民間における定期昇給の状況 (単位：%)

		定昇制度あり					定昇制度なし	
		定昇実施	定昇			定昇停止		
			増額	減額	変化なし			
係員	平成27年度	83.5	83.5	20.2	4.1	59.3	0.0	16.5
	平成26年度	87.6	86.1	21.8	5.5	58.8	1.5	12.4
課長級	平成27年度	75.3	75.3	15.6	4.2	55.5	0.0	24.7
	平成26年度	75.2	73.8	16.7	4.8	52.2	1.5	24.8

(参考) 全国状況 (単位：%)

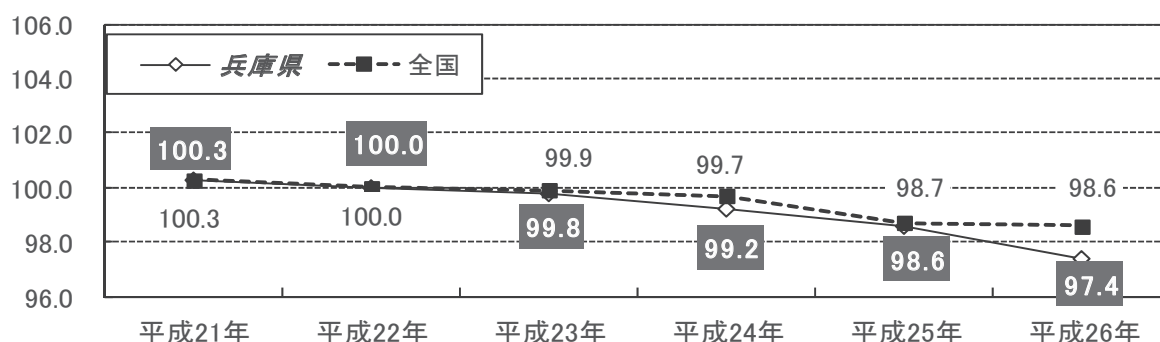
係員	平成27年度	86.2	84.0	27.0	5.3	51.7	2.2	13.8
	平成26年度	85.6	83.2	28.2	4.0	51.0	2.4	14.4
課長級	平成27年度	79.6	77.2	24.7	4.8	47.7	2.4	20.4
	平成26年度	79.4	76.8	25.2	3.6	48.0	2.6	20.6

### (3) 賃金・雇用情勢等

#### ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成22暦年平均=100)は、平成26年平均は全国で98.6と昨年よりやや低下した。一方、兵庫県は97.4と昨年より1.2ポイント低下している。参考までに、直近の平成27年4月においては、兵庫県は98.7で、前年同月(98.3)より0.4ポイント上昇しており、全国は100.2で、前年同月(99.6)より0.6ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

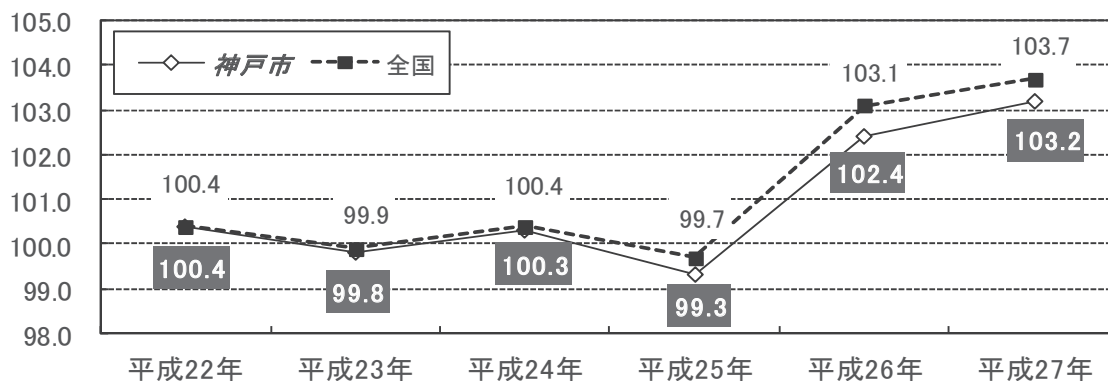


(注) 全国、兵庫県ともに、平成22暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

#### イ 物価及び生計費の動向

平成27年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり103.2となり、全国と同様に、昨年に引き続き増加している。

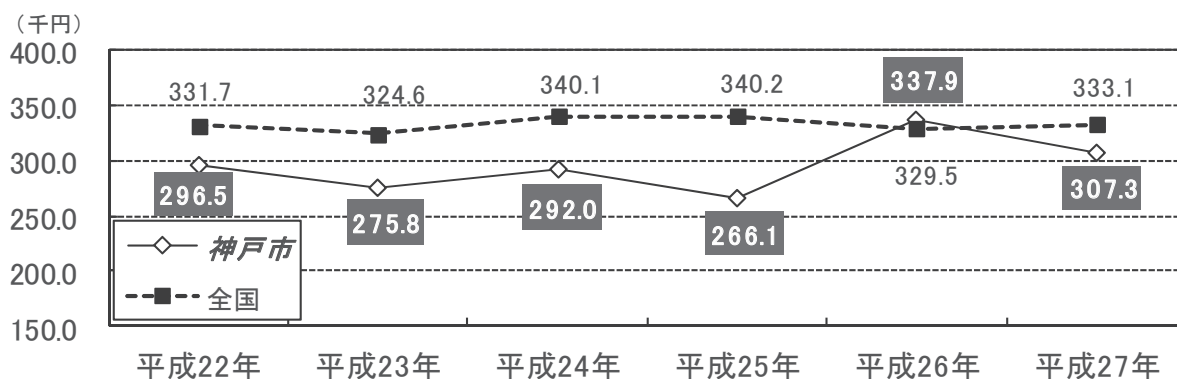
図3 消費者物価指数の推移(各年4月)



(注) 全国、神戸市とも、平成22暦年平均を100とした指数である。

また、「家計調査」（総務省）によると，図4に示すとおり，平成27年4月の勤労者世帯の消費支出は，神戸市は307,282円，全国は333,126円となっている。

図4 消費支出の推移(各年4月)

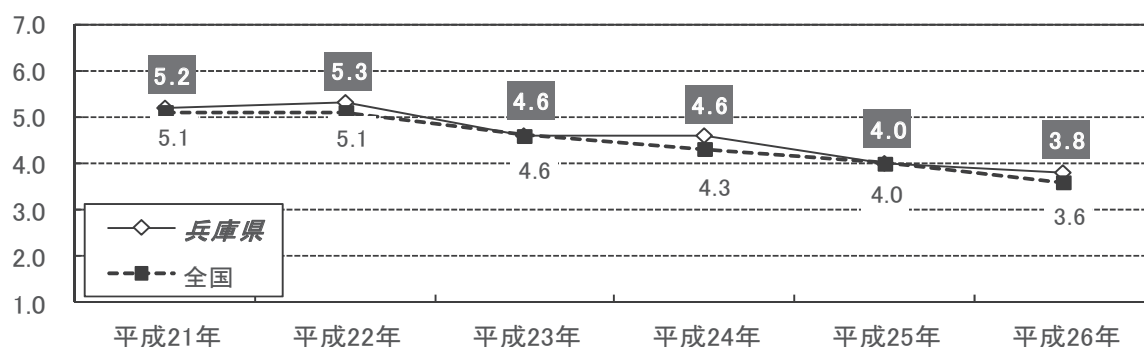


- (注) 1 全国は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）の，神戸市は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む）の消費支出である。
- 2 消費支出とは，日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額で，支出の目的により，食料，住居（ローンは除く），光熱水，家具・家事用品，被服，保険医療，交通・通信，教育等に大別される。

## ウ 雇用情勢等

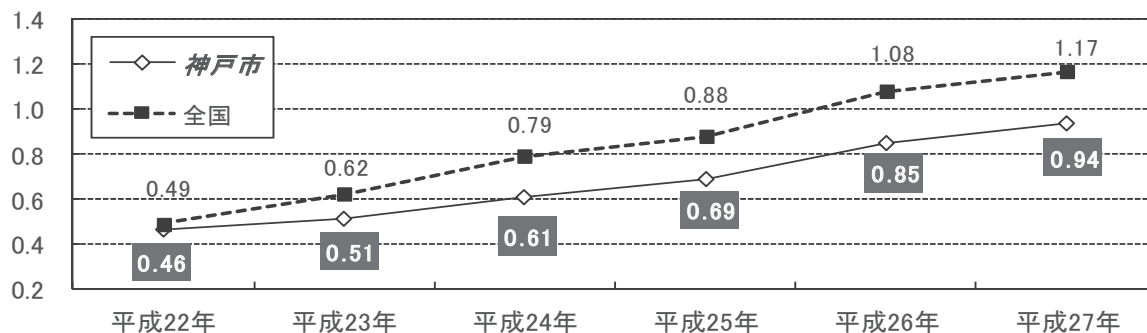
「労働力調査」（総務省）によると，図5に示すとおり，完全失業率は平成21年，平成22年と高い水準であったが，平成23年以降は改善が見られ，平成26年は，兵庫県は3.8%，全国は3.6%となっている。参考までに，直近の平成27年4月から6月の平均値は，兵庫県は3.7%（平成26年同期は4.0%），全国は3.4%（平成26年同期は3.7%）となっている。

図5 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、図6に示すとおり、雇用情勢の先行指標である有効求人倍率は、昨年4月と比較すると、神戸市は0.94倍と改善の傾向が続いているものの、数値自体は全国よりも低い水準にとどまっている。

図6 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数) 全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

#### (4) 民間給与との比較結果

##### ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり907円(0.22%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
405,299円	404,392円	907円(0.22%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

##### イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均給与月額4.21月分(昨年は4.12月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.10月)は、民間事業所の支給月数を0.11月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間-職員
下半期	2.18月分	2.125月	0.055月
上半期	2.03月分	1.975月	0.055月
年間	4.21月分	4.10月	0.11月

(注) 下半期は平成26年8月から27年1月まで、上半期は27年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
19	440	0.10	4.50
20	( 50 )	( 0.01 )	↓
21	△205	△0.05	4.15
22	△203	△0.05	3.95
23	( △56 )	( △0.01 )	↓
24	△945	△0.22	↓
25	( △89 )	( △0.02 )	↓
26	1,014	0.25	4.10
27	907	0.22	4.20

(注) 平成 20, 23, 25 年度は給与改定の勧告を見送った。

### 3 人事院報告・勧告の概要（平成27年8月6日）

#### 給与勧告の骨子

##### ○ 本年の給与勧告のポイント

###### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

###### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]  
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

##### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

###### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## Ⅲ 給与制度の総合的見直し

### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ



## 勤務時間に関する勧告の骨子

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（平成28年4月実施）

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

#### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる  
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる  
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

#### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

## 4 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を907円（0.22%）下回っている状況である。

特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.10月）が市内民間事業所の支給月数（4.21月）を0.11月分下回っている状況である。

また、国においては、本年4月より「給与制度の総合的見直し」を実施しているが、本市においても、世代間の給与配分の見直しの観点から、本年4月より、給料表の引下げ、地域手当の見直し等からなる、「給与制度の総合的見直し」を実施している。

本年の人事院勧告において、国家公務員に適用される地域手当の支給割合が示されたところであるが、その中で、本年4月に遡及して、本市に所在する官署に勤務する職員については10.5%、医師及び歯科医師については15.5%、東京都特別区に所在する官署に勤務する職員にあっては18.5%に、また、平成28年4月1日からは、それぞれ給与法に定めるとおり12%、16%、20%、とされたところである。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次の（1）のとおりとすること、その他の事項について、次の（2）のとおりとすることが適切であると判断した。

更に、本委員会としては、本市職員にかかる諸課題について、次の（3）のとおり取り組んでいくことが必要であると考えます。

## (1) 本年度の給与改定の取扱いについて

### ア 給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表（一）及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

### イ 地域手当

地域手当の支給割合について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

### ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

### エ 特別給（期末・勤勉手当）

(ア) 支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.1月分引き上げる必要がある。

(イ) 本年度12月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況や国及び他の政令指定都市との均衡を考慮のうえ、見直す必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）	1.60月
計	1.975月	2.225月	4.20月
28年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.80月	0.80月	1.60月
計	2.025月	2.175月	4.20月

## オ 改定の実施時期等

ア、イ及びウについては、平成 27 年 4 月 1 日から、エについては、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

## (2) その他の事項について

### ア 地域手当

平成 28 年 4 月 1 日からの地域手当の支給割合について、人事院勧告を考慮し、改定する必要がある。

### イ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額、及び加算額の限度について、人事院勧告を考慮し、改定する必要がある。

### ウ 住居手当

職員の住居手当と市内民間事業所における住居(住宅)手当の支給額はおおむね均衡している状況である。本市と国では、職員の住宅事情及び住居手当制度の内容が異なっているが、国においては、すでに自宅居住者に対する住居手当を廃止しており、また、政令指定都市においても、自宅居住者への手当支給の廃止が大多数の都市で行われている。本市においては、平成 26 年 4 月より、持家と借家にかかる手当額に差異を設けたところであるが、これらの状況を踏まえ、今後の制度の在り方について、引き続き更なる検討を進める必要がある。

## (3) 本市職員にかかる諸課題について

### ア 人材の確保・育成

多様化・高度化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に 대응していくためには、多様な能力や知識・技術が必要となる。そのためには、行政のプ



ロフessionナルとして将来にわたって市政を担う多様な人材を確保し、長期的に育成することが重要である。特に、45歳以上のベテラン職員が半数を占め、若手・中堅職員の割合が少なくなっている現状において、多様な人材の確保・育成は、能率的で活力ある組織を確保・運営していくうえで必要不可欠である。

採用においては、平成26年度より大学卒区分において、公務員試験のための特別な準備を要しない「特別枠」を設けたほか、本年度より、新たな試験区分の導入、これまでの民間企業等職務経験者採用に替えて、職務経験年数要件を撤廃し、資格加点制度を導入した「社会人採用」等、多様な幅広い人材の確保のために様々な制度改革を進めているところである。今後も、本市が求める人材を確保することができるよう、制度変更による成果を検証するとともに、採用試験の方法等について引き続き研究を進めていく。

研修は、職員の能力向上・能力開発、意欲・意識の醸成に大きな役割を果たしている。現在も、階層別研修やテーマ別研修、OJT等の職場における研修や、職員の自己啓発への支援等様々な研修を実施しているが、引き続き職員一人ひとりの能力が最大限発揮できるように更なる内容の充実を図っていく必要がある。中でも管理監督者が効果的に部下の育成を行うための研修を充実させる等、研修を通じて、組織の機能強化や職場の活性化に取り組むことが必要である。

平成26年5月に、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること等を趣旨とした改正地方公務員法が公布され、公布より2年以内の政令で定める日に施行されることになっている。

本市においては、本年度より、平成28年4月の本格実施に向けて、試行実施中であるが、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすると定めている法の趣旨にのっとり、能力・実績に基づく適正な人事管

理を更に進め、組織の活性化を推進していく必要がある。

係長昇任選考については、これまでも受験負担の軽減やライフサイクルに配慮した制度改正を行ってきた。新規有資格者数については、今後増加が見込まれるものの、女性職員や中堅職員の有資格者の中で、受験しない者が多く、優秀な人材の昇任意欲を十分に高められていないといった実態がある。これらの課題に対処するため、係長職のやりがいや魅力を伝える説明会の開催等の情報発信はもちろん、職場においても、管理監督者自らが、部下との日頃のコミュニケーションを通じて受験を奨励する等、日頃から昇任意欲を醸成することが必要である。本委員会としても、意欲や能力のある者を積極的に登用し、組織の活性化を図るため、本年度より受験開始時期の早期化、40歳以上の職員を対象とした試験によらない選考の一部導入及び職員のライフサイクルに配慮した受験延期制度の拡充といった制度の再構築を行ったが、引き続き係長昇任選考制度についての更なる検討を行っていく。

また、係長職が魅力あるものとなるよう、係長級職員がより高い意欲をもって職務に取り組めるよう組織として支えていく仕組みを整備し、給与面においてもその職務・職責にふさわしい在り方について検討していく必要がある。

少子高齢化が急速に進展し、人口減少社会を迎え、都市間競争が激化していく中で、これらの取組により、職員としての資質を高め、神戸市に愛着を持ち、自ら市民としての立場で意欲を持って職務に取り組めるような環境づくりを進めていく必要がある。

## イ 女性の活躍の促進及び仕事と家庭・地域生活の両立支援

我が国では近年、「すべての女性が輝く社会」の実現を成長戦略の中核に据えて集中的に施策を講じてきている。本市においても、行政職の大学卒新規採用者の約半数を女性が占めるようになってきている中、女性の意欲と

能力を更に引き出していくことが組織の運営にとって重要となっている。

女性職員の係長昇任選考試験の受験率は、現在、男性職員に比べて格段に低い状況が続いているが、女性職員自身が早い時期からキャリアについて考える機会を提供するとともに、女性職員の年齢や職階を超えたネットワークづくりを促進することにより、将来の更なる活躍への意欲を高められるような取組を進めていく必要がある。

職員の仕事と家庭・地域生活の両立を支援することは、組織の活力や公務能率の維持向上に資することはもちろん、女性の活躍を促進するためにも重要である。本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年度より特定事業主行動計画を策定し、仕事と子育ての両立の支援に取り組んできたが、このたび、法の期限が平成 37 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、「次世代育成支援対策推進法に基づく神戸市特定事業主行動計画（第 3 期）」が策定されたところである。本市においては、育児休業制度や育児参加休暇等、仕事と子育ての両立のための制度面の充実が図られてきているが、男性職員による制度利用は、女性職員に比べ依然として少ない状況である。計画において、男性職員の育児参加休暇の取得率を平成 32 年度に 100%とすること等、本市として一層力を入れていくものに重点化して数値目標を掲げており、早期の達成に向けた取組を継続していくことが必要である。

今後は、これらの制度内容の周知を図るとともに、管理職を含めた職員全体の意識改革につなげていく不断の努力が必要である。

人事院においては、本年度、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まる中、より柔軟で多様な働き方が可能となるように、フレックスタイム制を原則全ての職員に拡充することについて勧告を行った。本市においても、本年 9 月より運用を開始した在宅勤務制度の拡充や、育児短時間勤務制度の導入を始め、多様な働き方や男女ともに育児や家庭生活に取り組みやすい職場環境の整備を更に推進し、全ての職員がいきいきと活躍できる組織



づくりを行う等，更なるワーク・ライフ・バランスの推進に向け，全庁的に取り組んでいくことが必要である。

## ウ 高齢期雇用

人事院は，今回の勧告において，来年度から年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ，再任用希望者の増加が見込まれること，また，今後多くの国家公務員が定年に達することにより，将来的に行政に係る経験知・ノウハウの円滑な継承が困難となる懸念があることから，再任用職員の能力・経験の一層の活用が図られるよう取り組み，雇用と年金の接続の推進のため引き続き必要な対応を行っていくとしている。

本市においても，平成26年4月より本格的に再任用制度を活用しているが，意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで，職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう，また，再任用職員の知識経験の一層の活用を図り，市民サービスの向上に寄与することができるような運用を図る必要がある。今後，どのように再任用制度を運用していくかについては，国や他の自治体の動向を十分注視していく必要がある。

## エ 職員の勤務環境の整備

### (7) 総実勤務時間の縮減

総実勤務時間の縮減については，公務能率向上の面だけでなく，職員の健康確保やワーク・ライフ・バランスの観点からも重要である。本市では，これまでも，定時退庁日の実施や職員の意識啓発等の取組を行っているものの，職員一人当たりの時間外勤務時間数は近年横ばいで推移しており，ひと月当たりの時間外勤務が100時間を超える職員も依然として存在する。任命権者においては，本年度より，毎年7・8月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」として，休暇の計画的取得，時間外勤務の縮減等に集中的・効果的に取り組むこととしているが，常態的に時間外勤務を行うことは，肉体的・精神的な負担を増大させるとともに，長期的に見れば組織の活力を著しく損なうということを十分認識し，引き続き積極的な取組を行

う必要がある。また、管理監督者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」を踏まえ、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、適正な事務配分等をより一層推進することにより、特定の職員に過度の負担がかからないように努めることが必要である。

#### (イ) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためだけでなく、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。長時間勤務が一定期間以上続いている職員の健康管理について、平成26年8月より産業医の面接を拡充する等アプローチ・フォロー体制の強化を図ったところである。また、近年、休職者のうちメンタルヘルス不調を理由とするものが高い割合で推移しており、任命権者、管理監督者、職員それぞれが「神戸市職員心の健康づくりのための指針」に沿って、また、毎年職員に対して実施されるメンタルヘルスチェックを活用し、メンタルヘルス不調の未然の防止、早期発見に努め、休職に至った場合には、休職者の療養と円滑な職場復帰を支援する各種の取組を積極的に進め、職場全体のメンタルヘルス向上に努めていくことが必要である。

職場環境の安全確保については、本委員会としても労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところであるが、各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声かけ、話し合いを奨励する等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

#### (ウ) 各種ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨

げかねない問題である。本委員会で実施している苦情相談においても、これらハラスメントに関する相談を受けることがある。

職員が活発なコミュニケーションを通じて相互理解と相互尊重を育むことはもちろん、任命権者においては、各種ハラスメントの防止・対策に向けた具体的な取組を推進していく必要がある。

## オ 職員の服務規律

職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及し、任命権者においても、機会あるごとに綱紀肅正通知も出されてきたところであるが、依然として市民の信頼を損ねるような不祥事が発生している。本年5月には、懲戒処分の公表基準の改定を行い、氏名を公表する場合の具体例を示すとともに、庁内イントラネット等を活用し、公表基準を広く一般職員に周知することとした。また、本年8月より、懲戒処分の指針の更なる見直しが行われ、処分内容の厳罰化が図られたところであるが、不祥事の未然防止に向けて、任命権者においては、今後ともあらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。また、職員においては、不祥事を起こした職員個人だけの問題と捉えることなく、コンプライアンス共有理念のもと、改めて法令順守、公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に応えるべき公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼に応えるよう精励されることを要望する。

## カ 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲

県費負担教職員については、関係道府県と政令指定都市の間で、これまで政令指定都市が有していた任命権等に加え、道府県が有する給与等の負担、勤務条件の決定、定数の決定、学級編成基準の決定等の権限と財源を、平成29年度を目途に政令指定都市に移譲することで合意している。現在、関係機関において検討が進められているところであるが、十分に協議し、円滑な移譲に向けた準備を進める必要がある。

#### (4) おわりに

給与報告・勧告制度は、長年の経緯を経て、市民の理解を得ながら公務員の労働基本権制約の代償措置として定着し、情勢適応の原則に基づき職員の給与を民間の給与に準拠させ、適正な水準を保つと同時に、労使関係の安定、行政運営の円滑化等にも寄与してきている。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民福祉の向上に懸命に努力されてきた。本委員会としては、このような職員の努力に敬意を表するものである。公務を取り巻く環境は依然として厳しいものがあるが、職員一人ひとりが、一市民の立場で施策に取り組み、神戸の発展に様々な面から貢献していくことを期待するものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告・勧告制度についてご理解いただき、この報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差（907円，0.22%）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

## 1 改定の内容

### (1) 給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

### (2) 地域手当

人事院勧告の内容を考慮し、必要な改定を行うこと。

### (3) 初任給調整手当

人事院勧告の内容を考慮し、必要な改定を行うこと。

### (4) 期末・勤勉手当

#### ア 支給月数

民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、必要な改定を行うこと。

#### イ 支給割合

民間における支給状況、人事院勧告及び他の政令指定都市との均衡を考慮し、必要な改定を行うこと。

## 2 改定の実施時期

1の(1)、(2)及び(3)の改定は、平成27年4月1日から、1の(4)の改定は、条例の公布の日から実施すること。



# 参 考 资 料





# 参考資料目次

## 第1部 市職員給与等の実態

	頁
平成27年度市職員の給与等の実態調査の概要	30
第1表 職員構成総括	32
第2表 給料表別、級別、号給別人員	36
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額	50
第4表 ラスパイレス指数	54
第5表 扶養手当の支給状況	54
第6表 管理職手当の支給状況	55
第7表 住居手当の支給状況	55
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	56

## 第2部 民間給与等の実態

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	57
第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数	59
第10表 対応級表	59
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	60
第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給	69
第13表 民間における初任給の改定状況	69
第14表 民間における昇給制度の状況	70
第15表 民間におけるベース改定の実施状況	70
第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況	71
第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況	71
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	71

## 第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標	72
<参考> 給与報告・勧告の手順	74

# 第1部 市職員給与等の実態

## 平成27年度市職員の給与等の実態調査の概要

### 1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成27年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

### 2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児休業中の職員
- (4) 専従退職者
- (5) 県費負担の教職員
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員（水道職員，交通職員）

### 3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

#### 4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（1）	公立大学法人以外の大学に勤務する教授， 准教授，講師，助教及び助手
4 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭， 養護教諭，助教諭，実習助手等
5 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
6 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授， 准教授，講師，助教及び助手
7 県教育職給料表	教育委員会事務局に勤務する指導主事等の うち，教育職給料表（2）または教育職給 料表（3）の適用を受けない者
8 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する医師及び歯科医師
9 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看 護師等
10 指定職給料表	公立大学法人以外の大学に勤務する学長

# 第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	6,892	4,203	2,689	393,298	331,705	9,053	35,132
消防職	1,461	1,412	49	379,649	317,817	15,423	33,817
教育職(1)	61	12	49	447,262	398,839	2,603	40,144
教育職(2)	466	352	114	494,030	423,665	13,824	44,123
教育職(3)	166	7	159	400,170	343,572	2,508	35,779
教育職(4)	92	85	7	511,773	438,903	14,867	45,673
県教育職	127	103	24	492,172	425,824	13,124	43,965
医療職(1)	18	9	9	671,029	490,233	6,128	86,379
医療職(2)	265	23	242	396,596	343,473	3,492	35,460
指定職	1	0	1	1,010,900	919,000	0	91,900
合計	9,549	6,206	3,343	399,726	337,675	10,055	35,744

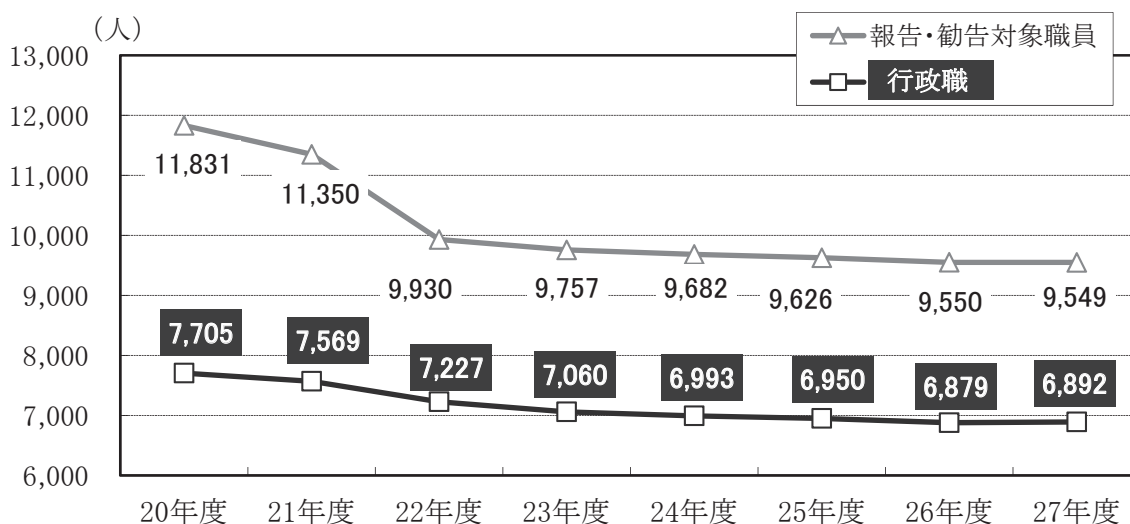
(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「合計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

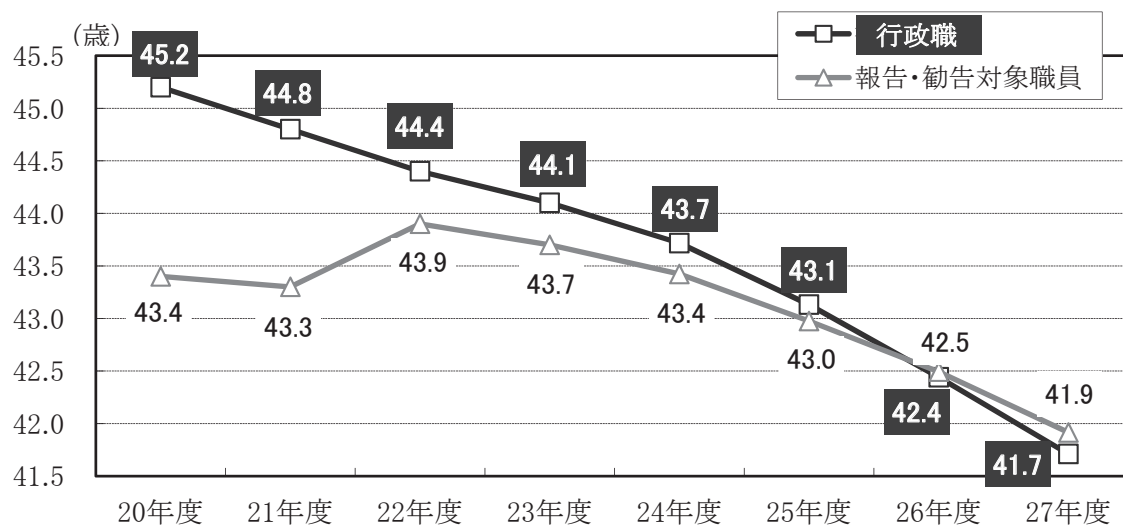
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 ( 人 )			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,054	7,353	0.87	41.7	18.7	4,503	735	1,618	36
4,359	8,234	1.55	39.8	18.2	531	126	804	
0	5,675	0.25	44.7	5.9	61			
3,747	8,671	1.29	48.0	20.6	443	18	5	
11,711	6,600	0.25	39.2	12.5	119	47		
2,957	9,374	1.42	45.4	14.0	90	2		
701	8,559	1.22	49.3	24.1	117	3	6	1
79,500	8,789	0.56	50.4	10.6	18			
7,634	6,538	0.37	44.1	20.2	190	73	2	
0	0	0.00	61.0	2.0	1			
8,709	7,543	0.97	41.9	18.6	6,073	1,004	2,435	37

〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

職名 年	報告・勧告対象職員					合計
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	
20年度	7,705	1,443	1,002	1,680	1	11,831
21年度	7,569	1,439	990	1,351	1	11,350
22年度	7,227	1,415	978	309	1	9,930
23年度	7,060	1,438	957	301	1	9,757
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	912	283	1	9,549



〈参考〉平均年齢の推移

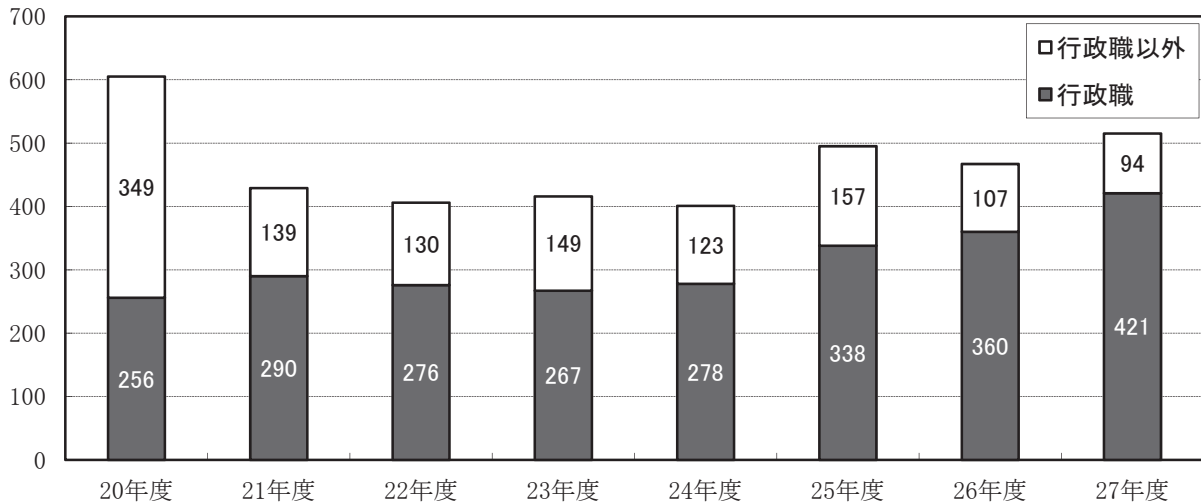


〈参考〉採用・退職者数の推移

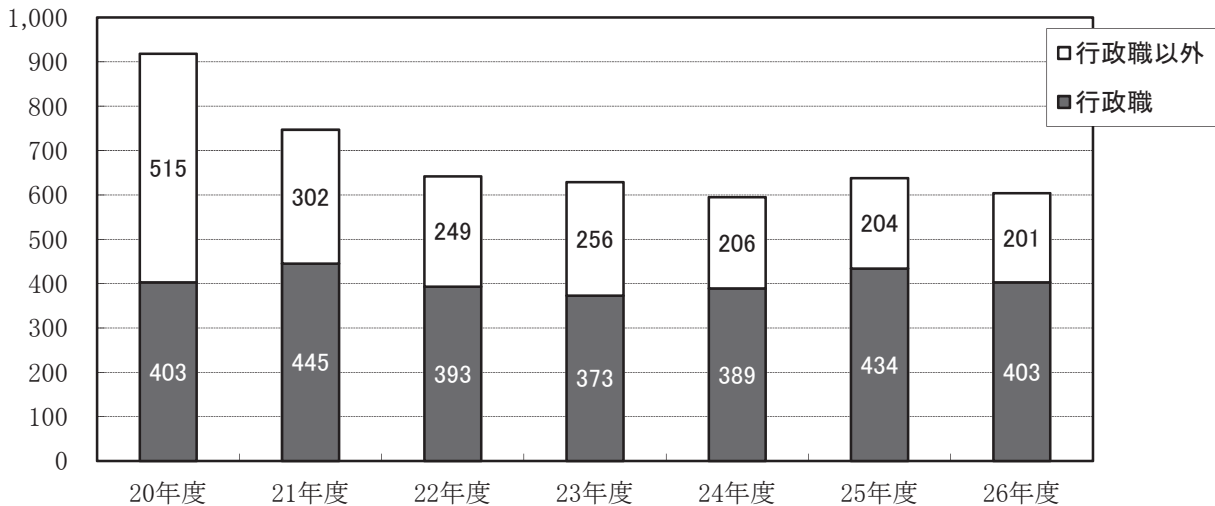
	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
平成20年度	256	403	▲ 147	605	918	▲ 313
21年度	290	445	▲ 155	429	747	▲ 318
22年度	276	393	▲ 117	406	642	▲ 236
23年度	267	373	▲ 106	416	629	▲ 213
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137
27年度	421	…	…	515	…	…

(注) 平成27年度の数字は、平成27年4月1日採用者の人数である。

(人) 採用者数の推移



(人) 退職者数の推移



## 第2表 給料表別，級別，号給別人員

### その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4					10			
5	44	2			1			
6	5				1			
7	2	22			2			
8	1	8			8			
9	1	2			1			
10	22	152			2		1	
11	5	12	1		4			
12	2	18	4	1	5			
13	15	16	6		1			
14	14	14	65		4			
15	5	131	30		6			
16	1	19	12		15			
17	2	28	12		6			
18	26	39	80		4			
19	10	122	19		4			
20	2	21	18	3	18			
21	4	24	8		3			1
22		20	16	1	6			
23		146	10		5			5
24		20	32	1	8			4
25	204	25	11		7			1
26	14	67	14		2		1	5
27	9	42	14		3			6
28	1	18	20		17	1		3
29	7	14	14	1	7			
30	6	11	7		5	1		1
31	3	17	12		9	2		2
32	5	11	14		13			3
33	32	11	14	1	4	3		
34	7	12	10	1	3	4		1
35	7	11	10		2	2	2	3
36	4	13	17		10	3		
37	7	15	14	3	5	3	6	1
38	3	4	9	2	7	1	11	3
39	6	8	11	5	11	3	5	
40	2	5	16	8	16	9	5	3
41	3	5	10	11	9	1	11	1
42	4	3	8	9	2	16	8	
43		10	12	13	10	12	10	
44	1	2	19	25	19	9	10	1
45	3	11	13	12	12	3	5	
46	1	8	8	15	9	19	8	
47			11	39	21	13	5	
48	2	4	14	20	19	11	5	
49	3	2	10	7	9	7	3	
50		2	12	12	14	13	6	
51		2	8	38	19	19	2	
52			8	17	21	17	10	
53		3	7	8	10	8	4	
54		1	9	24	6	23	10	
55		3	8	15	12	13	5	
56			14	13	27	12	1	
57	1	1	5	33	12	13	1	
58			6	29	11	21	6	
59			15	15	10	20		
60		1	13	15	35	11	2	
61			3	29	13	18		
62			3	48	10	24		
63		1	23	35	14	13		
64			6	25	65	17		



級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1	3	31	12	13		
66	1		4	56	6	15		
67			2	68	9	9		
68			1	23	51	11		
69			1	24	10	7		
70		1	3	73	14	14		
71			2	56	14	11		
72			6	19	41	8		
73				16	22	7		
74			2	49	4	9		
75			3	33	8	5		
76			6	32	17	8		
77			5	25	9	7		
78			3	35	17	7		
79			1	25	7	6		
80		1	5	38	18	1		
81			2	26	20	3		
82				27	21	6		
83		2	1	34	5	6		
84			7	39	30	5		
85		1	9	14	11	3		
86		1	2	54	9	4		
87				50	4	4		
88		2	6	25	31	6		
89			1	23	5	1		
90		1	2	46	11			
91			7	25	5	2		
92			16	29	15	5		
93			5	19	7			
94			2	48	7	1		
95			9	3	12			
96			20	11	27			
97			28	55	4	1		
98				24	16			
99				10	3			
100				24	13			
101				19	4			
102				43	10			
103				16	11			
104				31	5			
105				22	5			
106				46	10			
107				34	10			
108				35	10			
109				32	6			
110				42	7			
111				21	15			
112				32	6			
113				6	8			
114				27	15			
115				11	10			
116				20	9			
117				19	4			
118				44	4			
119				12	1			
120				27				
121					1			
122				7				
123								
124				1				
125								
計	497 人	1,169 人	929 人	2,270 人	1,290 人	550 人	143 人	44 人
平均給料月額	178,231 円	206,582 円	278,670 円	371,328 円	369,793 円	430,019 円	495,729 円	567,100 円
平均年齢	22.6 歳	26.9 歳	36.1 歳	49.9 歳	46.0 歳	51.6 歳	55.1 歳	56.6 歳
							合計	6,892 人
							平均給料月額	325,197 円
							平均年齢	41.7 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

その2 消防職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7
1	18						
2	15	1					
3	1	2					
4	16	1			2	1	
5	6	3					
6		17					
7	2	8					
8	13				1		
9	2	4					
10	2	2					
11		21					
12	13	3	1				
13	6	5			1		
14	1	3	14	1	1		
15	1	19	1				
16	1	4	3				
17	16	6	1		1		
18	2	5	7				
19		19	5		1		
20	2	3	4				
21		6	3		1		
22	1	8	2				
23	2	13	9		1		
24		8	8		2		
25	2	12	4				
26	1	7	4	1			
27	2	10	6				
28	1	5	11				
29		5	4				
30		2	2	2	1		
31	1	6	3				
32		1	4		3		
33		9	5	1			
34		4	5	1			
35	1	2	7		1		1
36		1	9		2		
37		1	5	3			
38		2	9				1
39			4		1	1	
40		1	10	1	2	1	
41			5	3	1		1
42		1	3				1
43		1	6	2			1
44			6	3	4	1	1
45			13	5		1	1
46		1	5	4	1		1
47		1	5	9			
48			7	13	2	1	
49			9	25	7		2
50			6	10	3	2	1
51			5	3	3	1	1
52			2	7	4	2	
53			7	21	4	1	
54			5	9	3	3	2
55			1	8	5	2	
56			3	2	2	1	
57			5	6	3	1	1
58			7	11			
59			5	22		1	
60			8	2	1	2	
61			6	6	2	3	
62			3	13	1	2	
63			4	5	3	1	
64			3	8	1	4	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65	人	人	5人	16人	2人	2人	人
66				7	1	5	
67			3	5			
68			2	3	4	3	
69			3	10	2	2	
70				5	4	4	
71				6	2		
72			1	2		1	
73			1	9	1		
74						2	
75				1	3		
76				2	5	1	
77				12	3		
78					2		
79				5	4	1	
80				4			
81				18	1		
82				5			
83				3	1		
84				2	3		
85				2	1		
86				13	2		
87				6	1		
88				2	8		
89				2	1		
90				7	3		
91				2	2		
92				4	6		
93				5	2		
94				21	6		
95					3		
96				7	2		
97				9			
98				20	1		
99				1	2		
100				11			
101				6			
102				24	4		
103				5	3		
104				4	3		
105				10	1		
106				10	4		
107				1	1		
108				3	1		
109				7	2		
110				12	1		
111				4	1		
112				7	2		
113				7			
114				7	2		
115				2			
116				2			
117							
118				10			
119							
120				4			
121							
122				6			
123							
124							
125							
計	128人	233人	294人	564人	174人	53人	15人
平均給料月額	168,563円	210,060円	277,792円	368,343円	375,181円	430,511円	497,787円
平均年齢	21.4歳	27.5歳	35.1歳	47.8歳	46.5歳	51.7歳	55.7歳
						合計	1,461人
						平均給料月額	311,774円
						平均年齢	39.8歳

その3 教育職給料表（1）

号給	1	2	3	4
級	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35	2			
36				
37	1		1	
38				
39				
40				1
41	1			
42		1	1	
43	1			
44				
45				
46	1			1
47	1			1
48				
49				1
50			1	
51	1			2
52	1			
53		2		
54		1		
55				1
56				
57	1			
58				
59				
60	1			

号給	1	2	3	4
級	人	人	人	人
61		1		
62				
63	3	1	1	
64				
65	3	2		2
66			1	
67				
68	1			1
69				
70	1			
71				
72				
73				1
74				
75			1	
76				
77			1	1
78				
79			1	
80				
81	1			
82				
83	1		1	
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92	1			
93				
94		1		
95				
96	1			2
97	2			1
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				1
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
計	26 人	9 人	10 人	16 人
平均給料月額	311,354 円	373,200 円	424,990 円	512,425 円
平均年齢	37.7 歳	44.0 歳	47.1 歳	54.9 歳
			計	61 人
			平均給料月額	391,848 円
			平均年齢	44.7 歳

その4 教育職給料表(2)

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		2		
18				
19				
20				
21		1		
22		1		
23				
24		1		
25		4		
26				
27		1		
28		1		
29		1		
30		2		
31		1		
32				
33		1		
34		3		
35		1		
36		2		
37		3		
38		3		
39				
40		4		
41				
42		2		1
43				
44		1		
45		3		1
46		1		
47				
48		3		
49				2
50		1		1
51				
52		1		2
53		3		1
54				
55		1		1
56		3		3
57		2		
58				
59		1		2
60		1	1	
61		2		
62		1		1
63		2		
64				
65		1	1	
66		1		
67				
68				
69	1	2		
70		1		
71				
72			1	
73		4	1	
74		1		
75		1	1	
76		2	1	
77		2	2	
78		1		
79		1		
80	1		1	
81		1		
82		2	2	
83		1		
84		1	1	
85		3		
86		4	2	
87		2	2	
88		2	1	
89		2	1	
90				
91		3	1	
92		1		
93		2		
94	1			
95	1	2		
96		4		
97				
98		3		
99		3		
100		2		

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人
101	1	1		
102	1	2		
103				
104		1		
105				
106		1		
107		4		
108				
109		2		
110		3		
111		1		
112		2		
113		5		
114				
115				
116		3		
117		7		
118		3		
119		4		
120		3		
121		5		
122		4		
123		3		
124		3		
125		4		
126		3		
127		4		
128				
129		1		
130		1		
131		1		
132		1		
133		6		
134		10		
135		9		
136				
137		13		
138		3		
139		7		
140		1		
141		8		
142		5		
143		6		
144		2		
145		7		
146		4		
147		6		
148		2		
149		13		
150		4		
151		7		
152		2		
153		17		
154		1		
155		4		
156		2		
157		8		
158		7		
159		5		
160		3		
161		6		
162		7		
163		3		
164		9		
165		4		
166		8		
167		13		
168		4		
169		6		
170		6		
171		6		
172		2		
173		2		
174		1		
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
186				
187				
188				
189				
190				
191				
192				
193				
計	6 人	426 人	19 人	15 人
平均給料月額	303,865 円	407,685 円	461,758 円	486,480 円
平均年齢	38.8 歳	47.5 歳	53.6 歳	57.7 歳
計				466 人
平均給料月額				411,090 円
平均年齢				48.0 歳

その5 教育職給料表（3）

号給	級		
	1	2	3
	人	人	人
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21		8	
22			
23		2	
24			
25		2	
26		3	
27			
28		1	
29		2	
30			
31			
32			
33		1	
34		2	
35			
36		1	
37			
38		2	
39			
40		1	
41			
42		2	
43			
44		2	
45		3	
46		3	
47			
48		6	
49			
50		2	
51			
52		3	
53		2	
54			
55			
56		4	
57		1	
58		3	
59		1	
60			
61		2	
62		1	
63			
64		3	
65		1	
66		2	
67		1	2
68		1	
69		1	
70		2	
71			
72		1	
73			
74		1	
75		2	
76		2	
77		1	
78		2	
79		2	2
80		1	
81			
82			1
83			1
84		2	
85			
86		1	
87			
88		1	
89		3	
90		2	1
91		1	2
92			2
93			
94		2	
95		1	
96		1	2

号給	級		
	1	2	3
	人	人	人
97		1	
98		3	3
99		1	1
100			1
101		1	1
102			3
103			1
104			
105			1
106		2	1
107			
108		1	1
109		2	
110		1	
111		1	
112			2
113		1	
114			1
115		1	
116			
117		1	
118			
119		1	
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126		3	
127			
128		1	
129		2	
130			
131			
132		1	
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141		1	
142			
143			
144		1	
145			
146		1	
147			
148			
149			
150			
151		1	
152			
153			
154			
155		1	
156			
157		1	
158			
159		1	
160			
161			
162		1	
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169		1	
170		1	
171		1	
172		3	
173			
174			
175		1	
176			
177			
178			
179			
180		1	
181			
182			
183			
184			
185			
計	0 人	137 人	29 人
平均給料月額	円	316,052 円	430,059 円
平均年齢	歳	36.0 歳	54.2 歳
		計	166 人
		平均給料月額	335,969 円
		平均年齢	39.2 歳

その6 教育職給料表(4)

号給	級				
	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					1
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28		1			
29					
30					
31					
32					
33					
34			2		
35					
36					
37					
38		1			
39			1		
40		2			
41			1		
42					
43		1			
44			2		
45		1			
46					
47		1			
48		1		2	
49		1			
50		1	1		
51		1			
52					
53			1	1	
54			3	1	
55					
56			2	1	
57			1		
58				1	
59			1		
60				2	
61	1			1	
62				1	
63				1	
64			1	1	
65				2	
66				1	
67			1	2	
68	1				

号給	級				
	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
69			1		
70					
71					
72			1	2	
73			1	1	
74				1	
75					
76					
77			2	1	
78				1	
79					
80					
81			1	1	
82					
83			1		
84			2		
85			2	1	
86				1	
87				1	
88					
89					
90			1		
91					
92					
93			1	1	
94					
95				1	
96				2	
97					
98				2	
99				1	
100				2	
101					
102					
103				1	
104					
105			2		
106				1	
107				2	
108					
109					
110				1	
111					
112				2	
113				1	
114				1	
115					
116				1	
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	2 人	11 人	32 人	46 人	1 人
平均給料月額	278,100 円	293,936 円	390,103 円	494,428 円	475,800 円
平均年齢	31.5 歳	33.5 歳	39.7 歳	52.3 歳	65.0 歳
				計	92 人
				平均給料月額	429,264 円
				平均年齢	45.4 歳

その7 県教育職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						2
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						1
34						
35						2
36						
37						2
38						
39						4
40						2
41						1
42						2
43						3
44						4
45						2
46						1
47						
48						1
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55		1				
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70			1			
71		1		1		
72				1		
73						
74		1		1		
75						
76		1				
77						
78		1		1		
79						
80				3		
81						
82				2		
83				4		
84						
85				2		
86		1		4		
87						
88		1		4		

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
89					4	
90			1		6	
91					1	
92					3	
93			2		2	
94					3	
95			1		5	
96				1	3	
97					2	
98					1	
99						
100		1		1	1	
101					1	
102					1	
103			1		2	
104						
105			1			
106						
107				1		
108			1			
109					1	
110			1			
111						
112			1			
113						
114			1			
115			2			
116						
117			1			
118						
119			1			
120						
121			1			
122			2			
123			1			
124						
125			1			
126						
127			1			
128			1			
129						
130			1			
131						
132						
133						
134			1			
135						
136						
137						
138			1			
139						
140						
141						
142			1			
143						
144						
145			1			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
計		0人	34人	4人	59人	27人
平均給料月額		円 373,970	円 422,448	円 425,580	円 448,056	円
平均年齢		歳 43.3	歳 51.0	歳 50.7	歳 54.6	歳

計(※)	127人
平均給料月額(※)	414,025円
平均年齢(※)	49.3歳

(※) 教育委員会事務局で勤務する県の行政職給料表適用者(3人)を含む。



その8 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			1	
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25				
26	2	1		
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45				1
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52				2
53				
54				
55				
56				
57				1
58				
59				1
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				1
68				
69				
70				
71				1
72				1
73				
74				
75				
76				
77			1	
78				1
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	2 人	2 人	4 人	10 人
平均給料月額	281,600 円	342,900 円	486,975 円	560,920 円
平均年齢	34.5 歳	37.0 歳	49.8 歳	56.5 歳
計				18 人
平均給料月額				489,228 円
平均年齢				50.4 歳

その9 医療職給料表（2）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		3				
11						
12						
13						
14						
15		1				
16					1	
17						
18			2			
19		2				
20			1			
21						
22			1		1	
23		5	2			
24			2			
25	3		2			
26		4	3		2	
27	1	1	3			
28		1	1			
29		1				
30		7				
31	1					
32		1	3			
33	1	1	3			
34		3				
35			1	1		
36		1	4			
37		1			1	
38			1	1		
39		1	1	1		
40			2	2		
41			1	1		
42			1			
43		1		1		
44		1			1	
45						
46			1	3		
47		1		1		1
48				1	1	
49			1			
50			3	1		
51			2			
52				1	1	
53						1
54				1		1
55					1	1
56			1	1	1	2
57			1	3	1	1
58			1			
59						
60			2	1	2	2
61			2			2
62			1			1
63				1		2
64			1	1	1	2

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
65				5	1	
66				1	1	3
67					1	
68				1		
69				1		
70				1		1
71					2	
72					1	1
73				1	3	
74					1	
75				3	1	1
76				1		
77					1	
78				3	1	
79						
80				2	2	
81					1	
82				2	1	
83				3		1
84				1	1	
85						
86				3		
87						
88					1	
89						
90				3		
91				2		
92					1	
93						
94						
95					3	
96						
97				1		
98				4		
99						
100					1	
101					1	
102				1		
103				2		
104				3		
105				1	2	
106				4	3	
107				2	2	
108				2		
109					1	
110				5	1	
111				4		
112				3	2	
113				1		
114						
115				2	1	
116				1		
117				1		
118				1	1	
119				1		
120				3		
121				1		
122						
123						
124						
125						
計	6 人	36 人	50 人	98 人	52 人	23 人
平均給料月額	179,033 円	218,814 円	273,536 円	372,295 円	381,050 円	434,735 円
平均年齢	23.3 歳	28.6 歳	35.1 歳	50.5 歳	48.8 歳	55.2 歳
					計	265 人
					平均給料月額	335,572 円
					平均年齢	44.1 歳

その10 指定職給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	1
5	
6	
7	
8	
計	1 人
平均給料月額	883,000 円
平均年齢	61.0 歳



### 第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

#### その1 全給料表

年齢 区分 歳	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(1)		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	24	148,900	8	154,200						
19	24	149,133	19	154,863						
20	29	156,752	25	157,792						
21	31	159,281	15	164,260						
22	182	179,065	29	175,590			1	210,808	6	204,533
23	203	181,265	28	179,971					6	205,279
24	209	188,962	30	186,380			3	217,291	3	214,413
25	191	195,683	35	193,971			6	231,729	6	221,589
26	220	204,167	36	202,858			6	239,148	3	238,229
27	185	208,869	22	208,064	1	237,700	6	255,875	4	244,634
28	169	218,634	38	218,226			5	263,411	7	259,691
29	153	228,008	39	227,749	2	266,900	10	270,150	8	261,209
30	125	233,150	45	233,398			3	281,944	4	267,280
31	115	245,402	36	244,983	1	282,500	4	298,922	9	285,945
32	101	252,839	26	249,888	3	293,533	4	307,424	5	290,430
33	94	261,970	24	255,929			4	316,966	1	314,808
34	89	270,154	36	282,375	1	309,300	7	319,558	5	321,443
35	79	285,175	29	278,814	2	315,250	2	346,008	3	296,192
36	90	293,153	32	290,875	1	324,400	3	353,600	4	335,218
37	93	308,370	30	300,147	4	329,800	6	347,412	10	343,171
38	101	318,101	32	310,378	5	335,560	6	348,720	3	360,048
39	125	325,350	36	322,114	1	385,500	4	382,278	5	364,894
40	156	339,238	60	336,028	3	375,133	8	376,727	3	364,867
41	157	352,622	63	347,916			12	393,664	5	367,016
42	148	360,464	55	358,733	2	350,400	9	394,527	4	387,816
43	183	368,261	66	366,809	3	349,400	11	413,305	6	398,097
44	219	374,569	39	367,874			10	431,402	1	410,072
45	258	378,159	38	373,439			15	420,611	4	413,345
46	298	381,960	26	376,023	3	412,033	11	434,635	5	413,576
47	224	385,996	46	382,598	4	433,275	20	432,496	1	396,552
48	192	386,348	30	387,867	3	430,133	7	441,079	2	426,568
49	225	390,935	37	395,546	3	392,400	30	439,689	5	422,310
50	272	394,206	51	398,929	1	505,500	23	447,914	2	426,374
51	212	397,015	52	397,315	3	420,967	12	449,384	1	434,928
52	189	404,030	37	406,716	3	417,667	29	453,972	4	441,981
53	255	409,620	43	405,716	1	463,300	25	456,410	2	444,500
54	224	415,161	45	411,660	1	546,300	31	463,121	3	446,476
55	232	419,611	40	412,942	2	538,000	22	463,097	1	449,400
56	174	422,596	24	422,487	2	493,200	39	472,238	5	442,675
57	172	428,238	16	430,172			30	474,325	9	454,295
58	205	436,665	14	421,478	2	573,700	19	483,340	6	457,574
59	265	436,111	29	429,457			23	484,294	5	455,004
60					2	569,550				
61					2	528,400				
62										
63										
64										
65										
総計	6892	331,705	1461	317,817	61	398,839	466	423,665	166	343,572
平均年齢	41.7	歳	39.8	歳	44.7	歳	48.0	歳	39.2	歳

(注) 給料月額には、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

教育職給料表(4)		県教育職等給料表		医療職(1)		医療職(2)		指定職	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
						3	174,200		
						4	181,775		
						1	192,800		
						3	195,933		
1	283,600					3	203,067		
1	261,200			1	281,600	3	214,333		
						9	222,300		
3	284,800					4	230,525		
3	312,433					8	231,988		
3	310,600	1	304,720			5	247,080		
1	311,000	1	278,600	1	348,300	7	240,300		
2	360,000					5	262,980		
						12	271,400		
4	322,250					4	297,425		
5	382,480					6	269,067		
5	393,100	4	323,091			5	297,260		
3	406,633	4	359,592			2	310,900		
1	314,000	4	362,638	2	358,950	13	326,915		
						9	318,256		
2	420,800	1	393,640	1	281,600	3	335,267		
5	431,780	4	406,328			2	358,450		
3	441,733	1	411,632			7	362,271		
6	434,333	4	381,544			7	369,529		
3	478,067	3	415,792			5	364,120		
		1	323,900			9	379,756		
5	481,900	3	429,009			11	382,627		
		8	431,821			7	391,214		
3	500,067	7	434,202			7	394,957		
		20	432,460			6	386,733		
6	493,867	15	435,441	1	518,100	5	397,560		
2	501,450	10	441,775	2	549,150	4	389,025		
3	502,569	6	443,691	1	553,900	12	405,433		
4	521,350	12	451,262	4	539,525	17	410,033		
2	505,495	10	462,110			12	416,132		
2	521,550	5	463,760			8	424,204		
2	540,400	3	463,400			15	416,522		
3	535,300			1	560,200	10	420,722		
1	527,100			2	576,050	12	425,442		
3	533,489			1	567,400				
3	546,319							1	919,000
1	551,329								
				1	586,700				
1	485,500								
92	438,903	127	425,824	18	490,233	265	343,473	1	919,000
45.4	歳	49.3	歳	50.4	歳	44.1	歳	61.0	歳

その2 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	24	148,900								
19	24	149,133								
20	29	156,752								
21	31	159,281								
22	182	179,065								
23	71	179,270	132	182,337						
24	56	188,475	153	189,141						
25	22	191,036	169	196,288						
26	20	199,650	200	204,619						
27	21	203,495	164	209,557						
28	5	205,600	99	212,012	65	229,722				
29	10	211,620	53	218,347	90	235,519				
30			58	225,519	66	239,309			1	269,200
31			35	231,520	66	246,447	1	267,300	13	275,785
32			27	236,119	60	253,117			14	283,893
33	1	224,900	21	244,005	58	260,134			14	299,171
34	1	233,600	20	247,805	52	269,306			16	303,131
35			11	254,282	48	279,529			20	315,715
36			9	266,000	49	284,353	1	284,700	31	315,219
37			6	277,433	49	297,533	1	288,900	37	328,265
38			1	276,100	54	304,326	2	288,950	43	336,291
39			1	291,000	79	314,789			42	341,610
40					13	308,754	94	333,619	47	356,351
41					8	314,338	81	345,722	62	362,948
42			1	303,500	11	337,718	75	355,213	57	368,819
43					9	331,500	97	361,135	62	374,444
44			1	285,800	15	348,907	111	366,342	69	380,425
45			2	321,400	12	351,517	123	369,993	99	383,180
46			2	326,050	18	355,517	154	373,024	87	386,822
47					20	356,650	103	374,953	70	388,704
48			3	322,233	16	361,881	100	378,712	52	392,098
49					19	359,047	117	381,448	56	394,893
50			1	323,900	15	361,107	149	383,464	69	396,177
51					12	361,808	125	384,906	39	399,426
52					12	362,217	102	386,535	34	401,268
53					9	362,256	140	388,595	48	406,685
54					3	363,600	138	392,823	29	410,597
55							128	396,666	44	412,260
56							90	397,392	31	412,379
57					1	369,847	95	402,558	24	417,894
58							99	405,418	33	424,922
59							144	414,089	47	423,519
計	497	178,231	1,169	207,244	929	283,474	2,270	381,070	1,290	378,149
平均年齢	22.6	歳	26.9	歳	36.1	歳	49.9	歳	46.0	歳



級 区分 年齢	6		7		8		合 計	
	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							24	148,900
19							24	149,133
20							29	156,752
21							31	159,281
22							182	179,065
23							203	181,265
24							209	188,962
25							191	195,683
26							220	204,167
27							185	208,869
28							169	218,634
29							153	228,008
30							125	233,150
31							115	245,402
32							101	252,839
33							94	261,970
34							89	270,154
35							79	285,175
36							90	293,153
37							93	308,370
38	1	380,100					101	318,101
39	2	382,600	1	396,600			125	325,350
40	2	399,350					156	339,238
41	6	390,117					157	352,622
42	3	404,800	1	452,200			148	360,464
43	15	410,840					183	368,261
44	23	417,300					219	374,569
45	22	420,909					258	378,159
46	37	423,611					298	381,960
47	29	432,362	2	481,050			224	385,996
48	20	431,970	1	522,300			192	386,348
49	32	435,106	1	471,600			225	390,935
50	31	436,916	7	495,257			272	394,206
51	31	440,077	5	498,460			212	397,015
52	28	442,550	12	500,325	1	550,100	189	404,030
53	40	446,360	14	511,829	4	562,175	255	409,620
54	35	450,309	13	503,846	6	579,567	224	415,161
55	43	450,653	13	516,423	4	586,350	232	419,611
56	37	450,017	14	508,421	2	607,050	174	422,596
57	31	447,869	14	507,921	7	574,243	172	428,238
58	41	449,203	22	506,400	10	579,930	205	436,665
59	41	451,482	23	510,422	10	578,490	265	436,111
計	550	438,779	143	505,638	44	578,173	6,892	331,705
平均年齢	51.6	歳	55.1	歳	56.6	歳	41.7	歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成26年	平成25年	平成24年
神戸市	101.5	110.3 (101.9)	110.6 (102.2)
指定都市 の平均	100.1	109.1 (100.8)	109.3 (101.1)
指定都市中 の順位	9位	9位	7位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

(注) 平成24年及び平成25年については、給与改定特例法の実施による給与引下げ後の国家公務員を100とした場合の指数を上段に記載した。なお、下段()内には、参考値として同特例法による引下げ措置がないとした場合の指数を示した。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族数			
扶養親族数	扶養手当 受給者数	配偶者	配偶者以外の 扶養親族数	配偶者がいない場合、 扶養親族の1人目	特定期間にある子
		14,500 円	6,500 円	6,300円 (加算額)	5,000円 (加算額)
1 人	1,514 人	792 人	722 人	170 人	267 人
2 人	1,347	758	1,936	53	598
3 人	1,182	998	2,548	11	554
4 人	307	283	945	1	162
5 人	53	48	217		34
6 人	9	9	45		2
計	4,412 人	2,888 人	6,413 人	235 人	1,617 人
非支給者	5,137 人				
合計	9,549 人				

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	737	94,016	10,054
消防職	168	93,647	4,359	
教育職(1)	0	0	0	
教育職(2)	24	72,750	3,747	
教育職(3)	27	72,000	11,711	
教育職(4)	4	68,000	2,957	
県教育職	1	89,000	701	
医療職(1)	14	102,214	79,500	
医療職(2)	23	87,957	7,634	
指定職	0	0	0	
合計	898	92,609	8,709	

第7表 住居手当の支給状況

区分		住居の種類			計
		持家	賃貸住宅	その他	
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,698 人	1,729 人	17 人	7,444 人
	非支給者	1,653	263	189	2,105
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	3,894	1,306	14	5,214
	非支給者	1,336	227	115	1,678

## 第8表 再任用職員の給料表別，級別人員

### (1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	82			5	5	61	11		
消防職	0								
教育職(1)	0								
教育職(2)	15		15						
教育職(3)	6		2	4					
教育職(4)	0								
県教育職	0								
医療職(1)	0								
医療職(2)	1			1					
指定職	0								
給料表計	104								
60歳	62								
61歳	42								
62歳									
63歳									
64歳									

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

### (2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	383			208	62	103	10		
消防職	39			32	5	1	1		
教育職(1)	0								
教育職(2)	13		13						
教育職(3)	1		1						
教育職(4)	3			3					
県教育職	0								
医療職(1)	0								
医療職(2)	14			3	6	4	1		
指定職	0								
給料表計	453								
60歳	227								
61歳	223								
62歳									
63歳									
64歳	3								

## 第2部 民間給与等の実態

### 平成27年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は、例年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成27年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

#### 2 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所

平成27年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、郵便局、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、653事業所を対象とした。

##### (2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

(注) 民間企業の組織形態の変化に対応するため、平成26年調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれの役職段階の中間に位置付けられる従業員についても、個人別の給与月額等を把握することとしている。

これら中間職の従業員については、本年の比較に当たっては、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）、国における取扱いを踏まえ、①部長と課長の間に位置付けられる従業員については部次長、②課長と係長の間に位置付けられる従業員については課長代理、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については主任として取り扱うこととした。

### 3 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、更に給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に182事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、59ページ第9表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (3) 調査実人員

初任給関係で722人（うち事務・技術関係職種638人）、4月分給与関係で8,416人（うち事務・技術関係職種7,505人）の計9,138人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は50,357人（うち事務・技術関係職種41,664人）である。

### 4 調査事項

#### (1) 事業所単位

各種手当の支給状況、特別給（賞与）の支給状況、給与改定状況及び賞与の考課査定割合等

#### (2) 従業員単位

4月の給与月額、初任給額等

### 5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模	全規模						
		500人以上		100人以上500人未満		50人以上100人未満		
全産業	158	事業所	75	事業所	58	事業所	25	事業所
建設業	5		3		2		0	
製造業	50		26		16		8	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	34		16		13		5	
卸売業, 小売業	16		9		5		2	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	11		6		4		1	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	42		15		18		9	

(注) 1 上記の他、調査実施に際し、企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7事業所、調査不能の事業所が17事業所あった。  
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
	8	支店長, 工場長	——
7	部長, 部次長	支店長, 工場長	——
6	課長	部長, 部次長	支店長, 工場長
5	課長代理, 係長	課長	部長, 部次長, 課長
4	係長, 主任	課長代理, 係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは、行政職給料表の職務の級である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等  
その1 比較対象職種  
(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	15	50.9	804,007	2,813	801,194	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	12	50.9	855,256	3,392		851,864
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒	2	53.5	584,720	0		584,720
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	327	52.3	665,958	613	665,345	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	268	52.3	680,284	748		679,536
	短 大 卒	24	50.0	579,352	0		579,352
	高 校 卒	35	54.0	613,858	0		613,858
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	144	49.8	523,970	594	523,376	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)	
	大 学 卒	111	49.8	533,172	767		532,405
	短 大 卒	14	47.3	458,725	0		458,725
	高 校 卒	19	51.6	516,061	22		516,039
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	674	49.2	553,205	4,403	548,802	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	508	48.9	562,115	4,196		557,919
	短 大 卒	59	48.1	555,550	12,244		543,306
	高 校 卒	105	51.5	511,734	769		510,965
中 学 卒	2	57.5	485,593	0	485,593	-	
事 務 課 長 代 理	272	45.8	478,290	44,645	433,645	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)	
	大 学 卒	188	44.2	476,576	42,060		434,516
	短 大 卒	31	48.4	449,074	70,646		378,428
	高 校 卒	53	49.8	501,170	38,359		462,811
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	473	46.6	486,280	46,985	439,295	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	283	44.8	498,043	53,325		444,718
	短 大 卒	51	45.1	453,667	41,225		412,442
	高 校 卒	138	50.9	475,633	35,781		439,852
中 学 卒	1	*	*	*	*	-	
事 務 主 任	338	40.3	374,136	47,805	326,331	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)	
	大 学 卒	212	38.8	375,894	42,939		332,955
	短 大 卒	50	41.5	355,550	62,058		293,492
	高 校 卒	75	43.2	383,462	51,073		332,389
中 学 卒	1	*	*	*	*	-	
事 務 係 員	2,576	40.0	358,958	42,219	316,739		
	大 学 卒	1,583	38.8	368,318	46,041		322,277
	短 大 卒	412	40.3	344,148	38,178		305,970
	高 校 卒	578	43.3	343,638	34,611		309,027
中 学 卒	3	52.5	349,100	5,740	343,360	-	

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び平成27年4月分平均給与支給額の欄を「\*」としている。



職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	<b>工場長</b>	<b>9</b>	<b>55.7</b>	<b>681,326</b>	<b>0</b>	<b>681,326</b>	構成員50人以上の工場長の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	9	55.7	681,326	0	681,326	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術	<b>技術部長</b>	<b>158</b>	<b>52.9</b>	<b>715,707</b>	<b>2,248</b>	<b>713,459</b>	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	122	53.1	727,346	2,342	725,004	
	短大卒	18	53.6	692,134	992	691,142	
	高校卒	18	50.2	655,658	2,854	652,804	
技 術 関	<b>技術部次長</b>	<b>67</b>	<b>52.4</b>	<b>575,370</b>	<b>3,958</b>	<b>571,412</b>	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	51	51.8	565,912	4,974	560,938	
	短大卒	8	53.9	616,998	869	616,129	
	高校卒	7	56.0	608,988	0	608,988	
技 術 係	<b>技術課長</b>	<b>472</b>	<b>52.0</b>	<b>611,919</b>	<b>9,609</b>	<b>602,310</b>	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	319	51.2	618,564	10,074	608,490	
	短大卒	58	51.5	653,802	5,322	648,480	
	高校卒	95	54.1	566,231	11,413	554,818	
技 術 職	<b>技術課長代理</b>	<b>171</b>	<b>42.9</b>	<b>480,669</b>	<b>39,092</b>	<b>441,577</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	128	41.9	481,543	34,742	446,801	
	短大卒	13	47.8	488,390	65,856	422,534	
	高校卒	30	47.2	471,439	58,204	413,235	
技 術 種	<b>技術係長</b>	<b>161</b>	<b>47.5</b>	<b>467,928</b>	<b>90,831</b>	<b>377,097</b>	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	82	46.0	449,916	95,879	354,037	
	短大卒	23	49.8	461,913	108,241	353,672	
	高校卒	56	48.4	497,608	73,901	423,707	
技 術 種	<b>技術主任</b>	<b>199</b>	<b>44.8</b>	<b>477,401</b>	<b>115,363</b>	<b>362,038</b>	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	97	44.0	480,718	122,947	357,771	
	短大卒	37	45.6	509,664	132,670	376,994	
	高校卒	64	45.2	454,042	96,056	357,986	
技 術 種	<b>技術係員</b>	<b>1,449</b>	<b>37.9</b>	<b>379,777</b>	<b>61,279</b>	<b>318,498</b>	
	大学卒	746	36.3	389,279	69,227	320,052	
	短大卒	210	37.2	359,762	44,464	315,298	
	高校卒	491	40.4	377,774	59,522	318,252	
	中 学 卒	2	48.4	323,700	106,487	217,213	

## (2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	14	50.1	797,673	3,072	794,601	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	11	49.8	853,205	3,786		849,419
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒	2	53.5	584,720	0		584,720
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	217	52.3	704,293	299	703,994	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	183	52.2	716,794	351		716,443
	短 大 卒	13	52.2	602,192	0		602,192
	高 校 卒	21	53.6	651,771	0		651,771
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	77	51.4	525,552	297	525,255	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長一課長間)	
	大 学 卒	55	52.3	540,945	397		540,548
	短 大 卒	10	48.0	462,152	0		462,152
	高 校 卒	12	49.9	501,045	42		501,003
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	417	49.9	604,698	3,925	600,773	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	324	49.5	604,436	3,521		600,915
	短 大 卒	34	49.9	639,512	12,390		627,122
	高 校 卒	57	51.8	584,662	317		584,345
中 学 卒	2	57.5	485,593	0	485,593	-	
事 務 課 長 代 理	174	47.5	507,216	41,653	465,563	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)	
	大 学 卒	125	46.3	498,098	35,852		462,246
	短 大 卒	13	47.7	456,131	91,654		364,477
	高 校 卒	36	51.5	555,491	43,544		511,947
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	314	48.3	534,373	57,095	477,278	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	186	46.0	545,336	65,400		479,936
	短 大 卒	25	48.5	551,710	74,398		477,312
	高 校 卒	103	52.8	508,065	36,097		471,968
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 主 任	149	41.6	417,003	65,857	351,146	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)	
	大 学 卒	93	39.4	413,834	64,882		348,952
	短 大 卒	12	45.9	421,314	82,018		339,296
	高 校 卒	44	44.8	422,268	63,309		358,959
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	1,560	41.3	379,706	44,754	334,952		
	大 学 卒	925	40.6	390,238	48,619		341,619
	短 大 卒	251	40.8	364,516	41,564		322,952
	高 校 卒	382	43.4	362,713	37,022		325,691
中 学 卒	2	53.0	393,928	2,864	391,064	-	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考		
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務	<b>工場長</b>	<b>8</b>	<b>55.2</b>	<b>688,530</b>	<b>0</b>	<b>688,530</b>	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	8	55.2	688,530	0	688,530		
	短大卒	-	-	-	-	-		-
	高校卒	-	-	-	-	-		-
技 術	<b>技術部長</b>	<b>134</b>	<b>53.3</b>	<b>738,586</b>	<b>2,690</b>	<b>735,896</b>	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	101	53.7	754,698	2,857	751,841		
	短大卒	17	53.4	707,737	1,060	706,677		
	高校卒	16	50.1	661,128	3,352	657,776		
技 術 関	<b>技術部次長</b>	<b>56</b>	<b>52.1</b>	<b>588,414</b>	<b>4,837</b>	<b>583,577</b>	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長一課長間)	
	大学卒	41	51.3	578,551	6,371	572,180		
	短大卒	8	53.9	616,998	869	616,129		
	高校卒	6	55.3	629,572	0	629,572		
技 術 係	<b>技術課長</b>	<b>391</b>	<b>52.6</b>	<b>625,841</b>	<b>7,907</b>	<b>617,934</b>	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	252	52.1	639,289	7,270	632,019		
	短大卒	55	51.6	658,951	5,449	653,502		
	高校卒	84	54.5	571,187	11,129	560,058		
技 術 係 職	<b>技術課長代理</b>	<b>143</b>	<b>42.7</b>	<b>487,463</b>	<b>36,584</b>	<b>450,879</b>	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)	
	大学卒	117	42.0	482,051	30,445	451,606		
	短大卒	12	47.8	495,335	66,378	428,957		
	高校卒	14	48.8	557,720	98,834	458,886		
技 術 係 種	<b>技術係長</b>	<b>100</b>	<b>49.7</b>	<b>493,066</b>	<b>99,047</b>	<b>394,019</b>	○係の長又は係長級専門職	
	大学卒	40	49.2	477,339	106,517	370,822		
	短大卒	16	51.0	473,421	115,741	357,680		
	高校卒	44	49.4	519,299	82,658	436,641		
技 術 係 種	<b>技術主任</b>	<b>154</b>	<b>45.9</b>	<b>484,632</b>	<b>121,455</b>	<b>363,177</b>	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長一係員間)	
	大学卒	77	45.5	480,583	122,472	358,111		
	短大卒	35	45.9	510,408	133,462	376,946		
	高校卒	41	46.1	471,183	112,157	359,026		
技 術 係 種	<b>技術係員</b>	<b>1,048</b>	<b>38.6</b>	<b>384,520</b>	<b>58,798</b>	<b>325,722</b>		
	大学卒	437	37.3	406,550	66,949	339,601		
	短大卒	171	37.4	361,674	43,252	318,422		
	高校卒	439	40.2	377,047	59,476	317,571		
	中 学 卒	1	*	*	*	*		

## (3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事 務 部 長	100	52.5	594,835	1,203	593,632	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	78	52.7	608,033	1,545	606,488	
	短 大 卒	9	47.6	536,736	0	536,736	
	高 校 卒	13	54.1	554,997	0	554,997	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	54	48.5	520,200	92	520,108	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	43	47.8	524,115	119	523,996	
	短 大 卒	4	45.8	451,828	0	451,828	
	高 校 卒	7	53.5	532,602	0	532,602	
事 務 課 長	事 務 課 長	223	48.8	478,010	5,205	472,805	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	157	48.2	495,108	5,295	489,813	
	短 大 卒	19	46.9	438,174	14,980	423,194	
	高 校 卒	47	51.2	443,029	1,212	441,817	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	69	43.2	451,448	58,557	392,891	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	41	40.0	460,644	66,679	393,965	
	短 大 卒	17	49.0	445,460	60,956	384,504	
	高 校 卒	11	47.3	426,267	26,956	399,311	
事 務 係 長	事 務 係 長	127	43.6	398,260	29,152	369,108	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	73	42.8	408,875	31,449	377,426	
	短 大 卒	20	42.3	377,597	14,486	363,111	
	高 校 卒	33	45.7	392,660	34,571	358,089	
事 務 主 任	事 務 主 任	141	40.8	351,238	42,739	308,499	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	78	40.8	363,772	35,451	328,321	
	短 大 卒	34	40.9	341,948	60,967	280,981	
	高 校 卒	28	40.9	332,306	41,429	290,877	
事 務 係 員	事 務 係 員	845	37.8	323,365	40,247	283,118	
	大 学 卒	540	35.9	335,437	45,206	290,231	
	短 大 卒	136	39.2	303,245	33,518	269,727	
	高 校 卒	168	42.6	302,053	30,206	271,847	
中 学 卒	1	*	*	*	*		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	16	51.2	565,593	0	565,593	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	13	50.9	563,239	0	563,239	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	2	50.4	624,302	0	624,302	
技 術 関	技術部次長	11	53.6	527,852	754	527,098	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長一課長間)
	大学卒	10	53.1	528,415	829	527,586	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 係	技術課長	67	45.7	483,132	28,896	454,236	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	57	45.2	482,323	31,118	451,205	
	短大卒	2	50.9	452,091	0	452,091	
	高校卒	8	47.7	498,253	21,847	476,406	
技 術 係	技術課長代理	21	43.8	442,446	63,858	378,588	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大学卒	9	41.1	481,742	109,429	372,313	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	12	46.0	410,908	27,284	383,624	
技 術 係	技術係長	48	42.5	422,542	75,181	347,361	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	32	41.6	432,091	91,044	341,047	
	短大卒	6	45.2	412,996	69,886	343,110	
	高校卒	10	44.1	393,980	20,920	373,060	
技 術 係	技術主任	44	39.3	443,081	86,923	356,158	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大学卒	20	37.2	481,323	125,070	356,253	
	短大卒	2	35.0	489,566	111,290	378,276	
	高校卒	22	41.8	399,888	45,932	353,956	
技 術 係	技術係員	341	35.2	357,802	73,210	284,592	
	大学卒	269	34.5	356,204	76,945	279,259	
	短大卒	33	35.7	338,905	53,432	285,473	
	高校卒	39	42.0	396,555	61,603	334,952	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

## (4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	10	50.7	731,288	0	731,288	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	7	50.0	733,589	0	733,589	
	短 大 卒	2	49.0	653,375	0	653,375	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	13	47.0	534,158	5,225	528,933	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職 (部長—課長間)
	大 学 卒	13	47.0	534,158	5,225	528,933	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術 関	事 務 課 長	34	44.4	445,710	4,544	441,166	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	27	45.1	453,018	5,721	447,297	
	短 大 卒	6	40.5	411,151	0	411,151	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	29	44.2	393,521	13,462	380,059	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職 (課長—係長間)
	大 学 卒	22	43.8	396,388	7,032	389,356	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	45.7	376,389	39,282	337,107	
事 務 係 長	事 務 係 長	32	40.8	354,649	15,055	339,594	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	24	39.5	362,846	14,594	348,252	
	短 大 卒	6	42.5	334,326	7,054	327,272	
	高 校 卒	2	51.5	317,268	44,595	272,673	
事 務 主 任	事 務 主 任	48	34.3	331,599	12,112	319,487	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職 (係長—係員間)
	大 学 卒	41	32.9	321,954	12,919	309,035	
	短 大 卒	4	34.8	300,870	12,000	288,870	
	高 校 卒	3	51.7	504,374	1,234	503,140	
事 務 係 員	事 務 係 員	171	33.4	253,705	11,235	242,470	
	大 学 卒	118	29.4	251,228	11,242	239,986	
	短 大 卒	25	38.3	271,197	8,491	262,706	
	高 校 卒	28	46.5	247,929	13,884	234,045	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	



職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	8	49.5	688,430	0	688,430	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	8	49.5	688,430	0	688,430	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 関	技術部次長	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長一課長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	技術課長	14	46.4	434,889	11,146	423,743	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	10	46.2	447,785	15,604	432,181	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	48.0	405,197	0	405,197	
技 術 係	技術課長代理	7	44.0	374,299	34,933	339,366	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大学卒	2	39.5	419,558	74,113	345,445	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	4	45.3	347,594	9,449	338,145	
技 術 係	技術係長	13	41.8	348,512	55,064	293,448	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	10	42.6	345,111	47,782	297,329	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	2	38.5	341,906	65,882	276,024	
技 術 係	技術主任	1	*	*	*	*	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 係	技術係員	60	41.1	448,735	19,812	428,923	
	大学卒	40	39.9	481,744	8,505	473,239	
	短大卒	6	42.2	454,687	39,014	415,673	
	高校卒	13	43.6	344,624	52,484	292,140	
技 術 係	中 学 卒	1	*	*	*	*	

その2 比較対象外職種  
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成27年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
関 係 職 種 務 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く	
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	3	50.3	346,329	12,938		333,391
	守 衛 員 用 務 員	-	-	-	-		-
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く)	
	研 究 部 ( 課 ) 長	5	49.4	676,920	0	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長	
	研 究 室 ( 係 ) 長	9	43.3	558,411	0	構成員3人以上の室(係)の長	
	主 任 研 究 員	3	44.0	520,283	60,583	459,700	下記研究員より上位の者(研究所長, 研 究部(課)長, 研究室(係)長を除く)
	研 究 員 研 究 補 助 員	22	27.5	290,672	37,835	252,837	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	4	58.3	1,448,062	14,734	1,433,328	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
	医 科 長	24	53.2	1,028,870	45,881	982,989	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	52	43.3	1,053,125	129,384	923,741	
	歯 科 医 師	2	41.0	805,536	16,030	789,506	
	薬 局 長	6	43.8	494,861	54,163	440,698	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	34	33.2	364,619	67,853	296,766	
	診 療 放 射 線 技 師	40	40.3	425,440	70,101	355,339	
	臨 床 検 査 技 師	42	40.6	379,426	65,788	313,638	
	栄 養 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	12 46 41	32.9 29.5 31.7	260,147 280,613 274,153	22,690 16,917 9,496	237,457 263,696 264,657	
職 種	総 看 護 師 長	3	52.3	576,064	61,487	514,577	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	43	52.0	490,912	69,730	421,182	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	206	40.1	396,953	63,302	333,651	
	准 看 護 師	26	48.6	324,628	22,915	301,713	
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長 学 部 長	6	63.0	826,279	0	826,279	
	教 授	41	58.8	734,871	0	734,871	
	准 教 授	30	43.5	592,299	0	592,299	
	講 師	17	43.9	588,501	0	588,501	
	学 助 教	12	43.7	556,051	0	556,051	
	高 校 教 員	-	-	-	-	-	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	10	44.7	670,780	40,130	630,650	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	17	37.8	539,435	17,306	522,129	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	13	29.9	445,762	21,908	423,854	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	2	54.5	463,700	0	463,700	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	13	21.4	342,424	4,947	337,477	
甲 板 員 ・ 機 関 員	1	*	*	*	*		



第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	196,382	175,998	161,985
	500人以上	198,666	176,578	161,820
	100人以上 500人未満	193,029	174,115	161,745
	50人以上 100人未満	195,879	184,263	167,264

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額は、大学卒 199,320円、短大卒 175,890円、高校卒 163,790円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	46.1	38.8	
大学卒	500人以上	39.0	33.8	66.2	0.0	61.0	
	100人以上 500人未満	59.3	46.2	43.6	10.2	40.7	
	50人以上 100人未満	33.7	10.0	90.0	0.0	66.3	
	計	22.5	49.0	51.0	0.0	77.5	
高校卒	500人以上	19.1	54.5	45.5	0.0	80.9	
	100人以上 500人未満	28.2	47.4	52.6	0.0	71.8	
	50人以上 100人未満	23.6	0.0	100.0	0.0	76.4	

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	昇給制度あり			昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計	85.2	36.6	72.0	42.5	14.8
	500人以上	84.3	37.7	77.5	45.8	15.7
	100人以上 500人未満	95.0	44.0	72.1	44.5	5.0
	50人以上 100人未満	53.5	5.3	48.1	21.4	46.5
課長級	計	77.6	26.9	64.0	36.0	22.4
	500人以上	74.3	24.2	66.1	37.2	25.7
	100人以上 500人未満	87.0	35.7	65.0	38.2	13.0
	50人以上 100人未満	56.5	5.6	50.8	22.6	43.5

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		計	36.9	8.5	1.2
係員	500人以上	40.4	10.0	2.5	47.1
	100人以上 500人未満	32.1	6.3	0.0	61.6
	50人以上 100人未満	38.6	9.7	0.0	51.7
課長級	計	28.5	11.7	1.2	58.6
	500人以上	26.8	16.7	2.6	53.9
	100人以上 500人未満	26.5	6.3	0.0	67.2
	50人以上 100人未満	38.6	9.7	0.0	46.9

第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額	
	平成27年度	平成26年度
配偶者	15,126	14,670
配偶者と子1人	20,575	20,235
配偶者と子2人	25,699	25,443

(注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出

2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の70.6%であった。

3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については14,500円、配偶者以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合	
	平成27年度	平成26年度
支給	56.3	58.2
借家・借間居住者に支給	90.5	85.0
自宅居住者に支給	70.8	70.8
社宅居住者に支給	27.4	11.9
非支給	43.7	41.8
住居手当の1人当たりの平均支給額	7,118 円	8,188 円

(注) 1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出

2 職員の場合、住居手当の1人当たりの平均支給額は7,543円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目	係員		課長級		部長級		
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	
企業規模							
計	57.7	42.3	49.9	50.1	45.7	54.3	
全規模	500人以上	54.4	45.6	39.7	60.3	32.3	67.7
	100人以上 500人未満	55.6	44.4	52.0	48.0	50.2	49.8
	50人以上 100人未満	81.6	18.4	81.4	18.6	81.3	18.7

# 第3部 労働経済指標

## 第19表 労働経済指標

年月	項目	①	②	③		④		⑤				⑥		
		実質国内総生産	常用雇用指数	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)		
		全国	(調査産業計) (全国)	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国		
		前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	季節調整値	季節調整値	季節調整値	モデル推計値	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	前年比・前年同月比 (%)
平成25年度		2.1	0.0	※0.97	※0.79	3.9	*4.0	99.0	△ 0.8	*98.0	△ 0.8	98.7	△ 1.0	△ 0.5
平成26年度		△ 0.9	0.5	※1.11	※0.91	3.5	*3.8	99.2	0.2	*97.3	△ 0.7	98.6	△ 0.1	0.5
平成26年4月			0.4	1.08	0.87	3.6		100.5	0.1	98.4	△ 1.0	99.6	△ 0.4	0.1
5月	△ 1.9		0.3	1.09	0.88	3.6	4.0	99.0	0.2	97.7	△ 0.6	98.5	△ 0.1	0.4
6月			0.4	1.10	0.88	3.7		99.4	0.3	98.1	△ 0.5	99.0	0.1	0.4
7月			0.5	1.10	0.89	3.7		99.3	0.6	97.1	△ 0.7	98.8	0.3	0.7
8月	△ 0.3		0.5	1.10	0.89	3.5	3.7	98.9	0.2	96.6	△ 0.6	98.6	0.1	0.4
9月			0.4	1.10	0.90	3.6		99.1	0.5	96.4	△ 0.9	98.9	0.4	0.9
10月			0.3	1.10	0.91	3.5		99.5	0.2	97.3	△ 0.4	98.9	0.1	0.5
11月	0.3		0.3	1.12	0.93	3.5	3.5	99.3	0.1	97.1	△ 0.6	98.4	△ 0.1	0.3
12月			0.4	1.14	0.96	3.4		99.4	0.4	97.2	△ 1.1	98.5	0.4	0.8
平成27年1月			0.7	1.14	0.95	3.6		98.8	0.6	96.8	△ 0.1	98.1	0.5	0.5
2月	1.1		0.9	1.15	0.94	3.5	3.7	98.6	0.2	96.0	△ 0.9	98.0	0.2	0.5
3月			0.6	1.15	0.95	3.4		99.5	0.2	96.9	△ 0.4	98.9	0.4	0.7
4月			1.0	1.17	0.96	3.3		101.0	0.5	98.4	0.0	100.2	0.6	0.7
5月	△ 0.4		0.9	1.19	0.97	3.3	3.7	99.0	0.0	96.4	△ 1.3	98.8	0.3	0.3
6月			0.9	1.19	0.96	3.4		100.2	0.8	97.6	△ 0.5	99.9	0.9	0.7
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

(注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成22年基準である。

(注) 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

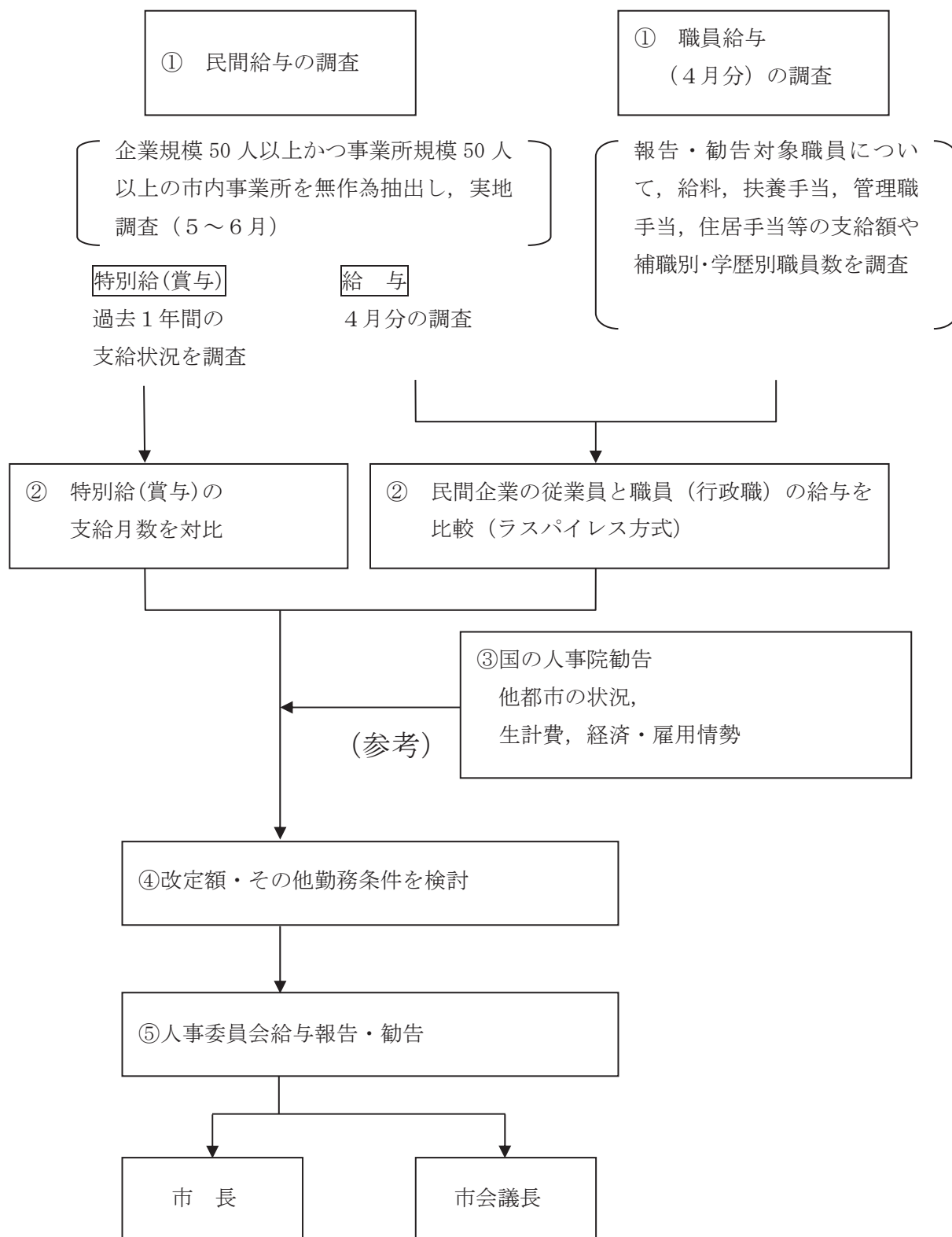
(注) 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。

(注) 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数	⑧ 所定外労働 時間数	⑨ 消 費 支 出 (名 目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県		(調査 産業計) (全国)	(調査 産業計) (全国)	全 国				神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯	二人以上の世帯の うち勤労者世帯		二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯				
指数 (H22=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*98.6	△ 0.6	149.5	12.6	*290.8	*1.5	*318.7	*1.4	*267.0	*304.4	0.9	0.9	1.9
*97.4	△ 1.2	149.3	12.8	*291.9	*0.4	*318.7	*0.0	*260.4	*316.4	2.9	2.5	2.8
98.3	△ 1.6	153.5	13.4	302.6	△ 0.6	329.5	△ 3.1	281.5	337.9	3.4	3.1	4.2
98.3	△ 1.0	147.5	12.5	272.2	△ 3.9	293.5	△ 4.7	263.9	340.1	3.7	3.1	4.4
98.6	△ 0.8	152.9	12.4	273.8	1.2	296.0	△ 0.1	220.5	260.5	3.6	2.8	4.5
97.5	△ 1.0	155.6	12.6	280.7	△ 2.1	311.5	0.5	240.9	304.3	3.4	2.9	4.4
97.2	△ 0.7	145.2	12.0	282.9	△ 0.9	306.1	△ 2.1	239.6	269.0	3.3	3.0	4.0
96.8	△ 1.1	148.2	12.4	276.4	△ 1.6	303.6	△ 3.5	243.4	318.6	3.2	3.0	3.6
97.4	△ 0.8	153.7	12.8	288.3	△ 0.6	314.5	0.1	257.6	323.3	2.9	2.4	2.9
96.9	△ 0.8	149.1	13.0	280.9	0.2	306.2	2.1	256.0	272.3	2.4	2.1	2.6
96.8	△ 1.3	147.9	13.4	333.3	△ 0.4	357.8	△ 0.1	283.1	316.1	2.4	2.1	1.8
96.8	△ 0.2	141.4	12.7	289.3	△ 2.9	320.0	△ 1.8	234.0	267.5	2.4	2.2	0.3
96.3	△ 0.6	145.4	12.8	266.3	△ 0.5	291.4	△ 1.1	251.1	269.3	2.2	2.0	0.4
96.9	△ 0.4	150.4	13.3	318.3	△ 7.9	352.2	△ 8.4	318.6	338.6	2.3	1.9	0.7
98.7	0.4	155.8	13.4	301.1	△ 0.5	333.1	1.1	287.1	307.3	0.6	0.7	△ 2.1
96.8	△ 1.5	143.0	12.5	287.3	5.5	317.2	8.1	319.5	375.5	0.5	0.9	△ 2.2
98.2	△ 0.4	149.3	10.6	269.3	△ 1.7	293.4	△ 0.9	241.3	250.4	0.4	0.6	△ 2.4
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

(注) 5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成25年度, 26年度の欄のうち, \*の付された数値は, それぞれ平成25暦年, 平成26暦年の数値である。

## <参考> 給与報告・勧告の手順



## 民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、59 ページ第 10 表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。